

「宮崎県社会的養育推進計画」（素案）に関する御意見の要旨と県の考え方

1 意見募集期間

令和元年12月6日（金）から令和2年1月6日（月）まで

2 意見総数

9件（1名・1団体）

3 御意見の要旨及び県の考え方

番号	該当ページ	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
1	39～40ページ	<p>(2) 課題 里親支援という言葉の中に含まれていると考えたとしても、里親視点の取組が見えてこないため、子どもの最大の利益というのであれば「里親支援」について具体的な取組みがあって欲しい。 よって、フォスタリング業務において、前述の視点から「里親委託中における里親養育及び里子の生活支援」としてはどうか。</p>	<p>○ 御意見のとおり、フォスタリング業務において、里親だけでなく、養育されている子どもへの支援を行っていくことは重要でありますことから、「Ⅱ 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)」において、以下の記述を追加しました。</p> <p>・13ページ 19行目に追加 「○ 里親支援専門相談員が担当地区内の里親家庭を定期的に訪問し、子どもの希望や意見を聞き取るなど、子どもの権利擁護の視点に立った支援を行います。」</p> <p>○ また、記載しているフォスタリング業務(40ページ 8行目)の内容につきましては、国が示した「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」の「フォスタリング業務の定義」によるものでありますので、以下のとおり修正しました。</p> <p>「<u>国が示した「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」</u>ではフォスタリング業務には、以下のものがあるとされています。」</p>

番号	該当ページ	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
2	42～ 43ページ	<p>③里親支援 里親と里子の関係がうまくいかなかった場合の支援策について記載があるが、里子の支援策が乏しい。特に高年齢児の場合は児童養護施設入所ということも困難である。実際、そのようなケースが増えてくることも予想されるが、その対応策に触れられていない。現在、自立援助ホームとアフターケアセンターはそのようなケースの子どもを受け入れる機能を持つための手だてを取っているので、対応策として触れて欲しい。</p>	<p>○ 本項は、里親等委託の推進に向けた里親への支援の取組について記載するものであることから、不調になった場合の里親への支援の内容について記載しております。</p> <p>○ なお、御指摘のような高年齢児の受入れ対応を行う自立援助ホームやアフターケアセンターの役割については、「IX 社会的養護自立支援の推進に向けた取組」(71ページ)で記載しております。</p>
3	50～ 52ページ	<p>施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の中の「ケアニーズの非常に高い子ども」の表現について 児童養護施設と児童心理治療施設における対象児童が「ケアニーズの非常に高い子ども」と同一の表記になっており、わかりづらい。表現に工夫が必要ではないか。</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の記載について、以下のとおり修正しました。</p> <p>・51ページ 22行目 「○ <u>家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うこと等を目的とする児童心理治療施設が1箇所設置されています。</u></p> <p>○ <u>不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援すること等を目的とする児童自立支援施設が1箇所設置されています。」</u></p>

番号	該当ページ	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
4	51ページ	<p>(1) 現状</p> <p>子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）近年、子育て短期支援事業のニーズも高まっている。利用する家庭状況においては、児相の介入ケースもある。一時保護同様、入所児童と混在することがないように配慮しながらも受け入れを行っているが、乳幼児の受け入れや一時保護と重なった場合に職員配置の関係で難しい場合もある。</p> <p>子どもの受け入れという点では短期支援事業も一時保護も同じであるので、「Ⅲ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組」の中で取り上げ、さらに具体的に検討していただきたい。</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、「Ⅲ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組」を以下の記述を追加・修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19ページ 10行目追加 「また、子育て短期支援事業については、ショートステイやトワイライトステイを受け入れる児童養護施設等において、入所児童と混在することがないように配慮して受け入れているものの、乳幼児の受け入れや一時保護と重なった場合等に受け入れが困難となる場合があります。」 ・20ページ 33行目修正 「○ 市町村が実施する虐待の発生予防等のための子育て支援メニューを充実させるとともに、<u>円滑に行われるための支援を行います。</u>」 ・21ページ 40行目追加 「○ 児童養護施設において、子育て短期支援事業の受け入れが円滑に行われるよう、施設定員の適切な管理を行います。」
5	51ページ	<p>(2) 課題</p> <p>「小規模化・地域分散化を進めるに当たっては、小規模なグループでの子供とのかかわりや組織内の連絡体制、効率的な運営方法、<u>設置場所</u>などについて検討する必要があります。」に変更していただきたい。</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、御指摘のとおり修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・51ページ 43行目 「○ 小規模化・地域分散化を進めるに当たっては、<u>設置場所をはじめ、小規模なグループでの子どもとの関わりや組織内の連絡体制、効率的な運営方法などについて検討する必要があります。</u>」

番号	該当ページ	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
6	52ページ	<p>(2) 課題 「県内には、日南・串間地域や西臼杵地域など児童養護施設が設置されていない地域があり、今後、施設の小規模化・地域分散化を進める中で、これらの地域への<u>施設やファミリーホーム等の設置</u>についての検討を行う必要があります。」に変更していただきたい。</p>	<p>○ 施設の小規模化・地域分散化につきましては、様々な形態が考えられますので、以下のとおり修正しました。</p> <p>・52ページ 2行目 「○ 県内には、日南・串間地域や西臼杵地域など児童養護施設が設置されていない地域があり、今後、施設の小規模化・地域分散化を進める中で、これらの地域への<u>施設等の設置</u>について検討を行う必要があります。」</p>
7	55ページ	<p>VIII 一時保護改革に向けた取組 家庭から分離するための一時保護については記述されているが、措置されている児童の一時保護について全く記載がなされていない。これまでも施設で不調に陥っている児童について、一度環境を変えるためにも、施設から児相への一時保護を行うようにすることで継続的な支援が可能なケースもある。「(2) 課題」「(3) 具体的な取組」の中で明記していただきたい。</p>	<p>○ 一時保護については、御指摘のように、施設入所中の児童を児童相談所が一時保護する場合も想定されることです。計画素案(55ページ 10行目)では、「一時保護は、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るため、<u>子どもを一時的にその養育環境から離す</u>ものである」と記載しており、御指摘のような場合も想定したものとなっております。</p>
8	71ページ	<p>(2) 自立援助ホーム 全国の実態調査によると、自立援助ホームへ入所する子どもの数は、施設入所経験のない子どもの入所が施設経験者の入所を上回っている。これは、高年齢児における家庭環境の悪化が背景にあり、17歳以上という年齢からの施設入所が困難なケースである。このことを踏まえ、自立援助ホームは今後、児童養護施設等からの入所に限らず、高年齢の社会的養育を担う唯一の受け入れ施設となっていくことが求められる。この現状を踏まえて記載していただきたい。</p>	<p>○ 自立援助ホームの利用対象となる子どもについては、計画素案(71ページ 19行目)では、「主に児童養護施設等を退所した子どもや家庭で暮らすことが難しい子ども」と記載しており、御指摘のようなケースも含め幅広いケースを想定しています。</p>

番号	該当ページ	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
9	78ページ	<p>6 指標</p> <p>児童養護施設はもとより、里親委託児においても発達障害等のケアニーズの高い子どもが増加している。当然、年齢が高くなればそれらのケースを自立援助ホームが受け入れることになる。</p> <p>県の策定では令和11年までに自立援助ホーム4箇所の設置を目標にされているが、機能強化のための施策として、発達障害等に特化した自立援助ホーム、進学支援のためのホームなど機能別ホームと総合支援ホームなどを分類して記載してもよいのではないかと。</p>	<p>○ 今後自立支援のニーズが多様化する中で御指摘のような機能別のホームの必要性が出てくることも考えられますが、現時点で機能別の施設数を指標として示すことは難しいと考えております。</p>